

2020年4月9日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

### 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて、医療機関の事情等により、自宅またはその他病院等と同等とみなせる施設で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、(疾病)入院給付金のお支払いの対象としてお取扱いいたします。

なお、既にご案内の通り、新型コロナウイルス感染症は、疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院や、検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で入院している場合も、(疾病)入院給付金のお支払い対象です。

※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を踏まえ、お客さまに対して特別取扱を実施しております。併せてご確認ください。

[\(ご参考\) 新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

<カスタマーサービスセンター>

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9:00～午後5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

以上